

令和5年11月10日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

本年度における旧一般ガスみなしガス小売事業者の原価算定期間終了後のガス小売経過措置料金の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則の経過措置に基づくガス小売経過措置料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認することとなっている。

令和5年11月1日付にて、経済産業大臣及び経済産業局長から、旧一般ガスみなしガス小売事業者全4社のうち、原価算定期間中の熱海ガスを除く3社のガス小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求め（資料4—1）があったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたい。

2. 本年度の進め方（案）

1) 対象事業者（旧一般ガスみなしガス小売事業者3社）

本省所管：東邦ガス

経産局所管：日本ガス、南海ガス

2) 評価内容

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に基づき、以下の項目について評価を行う。

➤ ＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準

個社の規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門のガス事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

➤ ＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討。（当該命令の発動までの評価フローは資料4参考資料参照）

3. スケジュール

11月中旬 料金制度専門会合での審議

12月上旬 本委員会において経済産業大臣への回答について審議

(参考)

ガス小売経過措置料金に係る対象事業者

■旧一般ガスみなしガス小売事業者（全4社）

事業者	決算月	原価算定期間等	所管部局	評価対象
東邦ガス	3月	2015.4～2018.3	本省	対象
熱海ガス	12月	2022.1～2024.12	関東局	対象外
日本ガス（関東・南平台地区）	3月	2011.4～2012.3	関東局	対象
南海ガス	3月	2012.10～2013.9	九州局	対象

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）

第2 処分の基準

（8）特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ （略）

④ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、当該料金（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条若しくは第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項若しくは第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、若しくは特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合又は同令第23条の規定により同令第23条第2項各号に掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号。以下「旧料金算定規則」という。）第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要が

あると評価した場合であって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）及び小口需要部門（平成29年3月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。）の営業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可又は旧ガス事業法第17条第1項の供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）及び特定旧法第17条第4項又は旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第23条の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）であって、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の実施日が直近2年度間に属する旧一般ガスみなしガス小売事業者にあつては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の直近10年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、指定旧供給区域等需要部門の超過利潤（指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）及び小口需要部門の超過利潤（小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）の累積額（改正法附則第24条第1項又は特定旧法第17条第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第23

条の規定により同令第 23 条第 2 項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。) 又は旧ガス事業法第 17 条第 1 項又は第 3 項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金 (旧料金算定規則第 12 条の 2 の規定により同令第 12 条の 2 第 2 項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第 16 条の 2 の規定により同令第 16 条の 2 第 2 項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。) の実施以降のものに限る。) が本支管投資額 (過去 5 年平均) 又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第 17 条第 12 項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ 指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近 3 年度間の平均値が改正法附則第 22 条第 1 項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近 10 年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門 (平成 29 年 3 月 31 日までに終了する事業年度に係るものに限る。) の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近 2 年度間連続して零未満であること。

経済産業省

20231023資第4号

令和5年11月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・ 東邦瓦斯株式会社

法人番号2180001022387

官 印 省 略
20231023 関 東 第 23 号
令 和 5 年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

関東経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・ 日本瓦斯株式会社

法人番号9010001061924

経済産業省

20231020九州第2号
令和5年11月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

九州経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（意見聴取）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・ 南海ガス株式会社

法人番号4340001010679

料金変更認可申請命令に係る審査基準（１）

資料４ 参考資料

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP

実施内容

補足

STEP 1 ガス事業利益率による基準

- ①個社の規制部門のガス事業利益率の直近3カ年度平均値及び②旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の過去10カ年度平均値を確認
⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

【STEP1～5 関連】

- 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

STEP 2 超過利潤累積額又は自由化部門の収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額）及び⑤自由化部門の収支を確認
⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

料金変更認可申請命令に係る審査基準（２）

- STEP 3 以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 3 行政による評価

- 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認
⇒ 必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ

【STEP3関連】

- ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等を評価）を併せて行政が評価

STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施

- 必要に応じて、ガス事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施
⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ

【STEP4関連】

- ・ 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動

- STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第18条第1項の要件に該当するか確認
⇒ 当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動

【STEP5関連】

特定旧法第18条第1項の要件

- ・ 料金が社会的経済的事情の変動により著しく不当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき